

## 緑の募金普及啓発実施要綱

(趣旨)

- 第1条 公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、「緑の募金」を実施するための諸経費とするため、次項の団体等（以下「募金協力団体」という。）に募金普及啓発費を交付し、「緑の募金」活動の推進を図る。
- 2 募金協力団体は、区市町村、区市町村が緑の募金の実務を担う団体、（一社）ガールスカウト東京都連盟、日本ボーイスカウト東京連盟、緑の少年団、（一財）東京都ユースホステル協会、（一財）東京私立中学高等学校協会及びその会員並びに会員が属する学校法人、その他私立幼稚園・小学校・大学等、NPO法人森づくりフォーラムとする。

(交付の対象)

- 第2条 募金普及啓発費は、募金協力団体が行う次の各号の経費に交付するものとする。
- (1) 募金の推進会議に要する経費
  - (2) 募金の普及に要する経費
  - (3) 募金事務に要する経費（人件費と報酬を除く諸経費）

(交付の限度額)

- 第3条 前年度の募金額の5%以内で、100円未満を切り捨てた額とする。

(交付申請)

- 第4条 募金普及啓発費の交付を受けようとする募金協力団体は、次の各号の書類を理事長あてに提出するものとする。
- (1) 募金普及啓発費交付申請書（様式1）
  - (2) 口座振替書（様式1別紙）

(実績報告)

- 第5条 募金協力団体は、事業が完了したときは次に掲げる書類を理事長あてに提出しなければならない。
- (1) 募金普及啓発費実績報告書（様式2）

(様式の提出方法)

- 第6条 申請書等の様式の提出方法について電子申請を許可し、電子申請による申請書等について原則として押印を省略できるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。